

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地

氏名 協業組合 公清企業

代表理事 原田 利明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 上田 文雄



許可の年月日 平成27年 2月27日

許可の有効年月日 平成32年 2月26日

## 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## (1) 脱水 ア 汚泥 イ 廃酸（牛乳に限る。）

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

## (2) 乾燥 ア 汚泥 イ 廃酸（牛乳に限る。）

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

## (3) コンクリート固化 ア 汚泥

以上1種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

## (4) 焼却

ア 汚泥 エ 廃アルカリ

イ 廃油 オ 廃プラスチック類

ウ 廃酸 カ 紙くず

キ 木くず

ク 繊維くず

ケ 動植物性残さ

コ ゴムくず

サ 動物のふん尿

シ 動物の死体

以上12種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

## (5) 油水分離 ア 汚泥 イ 廃油 ウ 廃酸 エ 廃アルカリ

以上4種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

## (6) 中和 ア 廃酸 イ 廃アルカリ

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

## (7) 破碎（廃蛍光管に限る。）

ア 金属くず イ ガラスくず、コンクリートくず（（物繊維、薬品、結晶、生じたもの除く））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

## (8) 選別

## ① 廃乾電池に限る。

ア 汚泥 イ 金属くず

## ② 廃棄物全般ただし医療廃棄物を除く。

ア 廃プラスチック類 エ 繊維くず キ がれき類

イ 紙くず オ 金属くず

ウ 木くず カ ガラスくず、コンクリートくず（（物繊維、薬品、結晶、生じたもの除く））及び陶磁器くず

## ③ 廃タイヤに限る。

ア 廃プラスチック類 イ 金属くず

## ④ 廃OA機器及び廃家電（家電リサイクル法対象4品目は除く。）等に限る。

ア 廃プラスチック類

イ 金属くず

ウ ガラスくず、コンクリートくず（（物繊維、薬品、結晶、生じたもの除く））及び陶磁器くず

以上4項目は水銀含有ばいじん等であるものを除く。また、石綿含有産業廃棄物であるものを含むものは②に限り、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含むものは①に限る。

## (9) 埋立

ア 燃え殻

オ 木くず

ケ 金属くず

シ がれき類

イ 汚泥

カ 繊維くず

コ ガラスくず、コンクリートくず

ス 動物のふん尿

ウ 廃プラスチック類

キ 動植物性残さ

（（物繊維、薬品、結晶、生じたもの除く））及び陶磁器くず

セ 動物の死体

エ 紙くず

ク ゴムくず

サ 鉱さい

ソ ばいじん

以上15種類は水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。また、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。



## 2 事業の用に供する施設

区分	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
脱水 (無機汚泥)	札幌市東区中沼町 45番地23	平成7年11月28日	143 m <sup>3</sup> /日	平成7年5月23日	札リ指産施許可第5号
脱水 (有機汚泥・廃酸)		平成25年12月10日	9 m <sup>3</sup> /日		
乾燥		平成7年11月28日	80 m <sup>3</sup> /日	平成7年9月29日	札リ指産施許可第10号
コンクリート 固化		平成16年6月22日	272 m <sup>3</sup> /日		
焼却		平成10年4月27日	31.5 t/日	平成10年3月31日	札リ指産施許可第6号
油水分離		平成7年11月28日	40 m <sup>3</sup> /日	平成25年10月18日	札環事産施許可第13-02号
		平成20年11月10日	8 m <sup>3</sup> /日		
中和		平成7年11月30日	300 m <sup>3</sup> /日	平成7年5月24日	札リ指産施許可第7号
破碎		平成15年8月25日	1.904 t/日		
選別		平成11年4月16日	5 t/日		
埋立		札幌市手稲区手稲 前田453番地2	昭和57年3月4日	埋立地の面積：22,536 m <sup>2</sup> 埋立容量：108,861 m <sup>3</sup>	
	札幌市手稲区前田 615、616番地	昭和57年11月9日	埋立地の面積：79,884 m <sup>2</sup> 埋立容量：456,647 m <sup>3</sup> ※平成15年10月15日に埋立終了		

## 3 許可の条件 なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

昭和48年 3月 7日 新規許可  
 昭和62年 5月15日 期限付許可  
 平成 2年 2月27日 変更許可 (1(4)エの追加)  
 平成 7年 2月27日 更新許可  
 平成 7年12月 1日 変更許可 (1(4)ウ、カ、キ、ク、サ、シの追加、1(6)ア、イの追加、1(9)エ、ホ、カ、クの追加)  
 平成11年 4月16日 変更許可 (1(8)ア～キの追加)  
 平成12年 2月27日 更新許可  
 平成15年 8月26日 変更許可 (1(7)ア、イの追加)  
 平成16年 7月 2日 変更許可 (1(8)アの追加)  
 平成17年 2月27日 更新許可  
 平成18年 3月27日 変更許可 (1(8)ア、イの追加)  
 平成18年 4月 7日 変更許可 (1(9)イの追加)  
 平成20年11月26日 変更許可 (1(6)ア、ウ、エの追加)  
 平成22年 2月27日 更新許可  
 平成26年 1月20日 変更許可 (1(1)イの追加)  
 平成27年 2月27日 更新許可

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 なし

書換交付  
平成30年 5月29日

事由 事業の用に供する施設の変更に伴う処理能力の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。